

**第3期
松川町役場
地球温暖化防止実行計画（事務事業編）**

**令和4年3月
長野県下伊那郡松川町**

■目次

1. 背景	2
2. 基本的事項	3
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	7
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	8
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
(3) 上水道・下水道施設の取組内容	
(4) リフレッシュタウンまつかわの里の取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	13
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
<参考資料>	15
(1) 松川町役場事務事業編の対象範囲	
(2) 松川町における気温の推移	
(3) 各施設の地球温暖化対策の取り組み状況	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(以下「地球温暖化対策計画」という。)が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。さらに2021年10月には同法律を改定しさらに業務部門で50%削減することが掲げられました。

同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

松川町役場においても、公共施設への太陽光発電の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2. 基本的事項

(1) 目的

松川町役場地球温暖化防止実行計画（事務事業編）（以下松川町役場事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、松川町役場が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

松川町役場事務事業編の対象範囲は、松川町役場の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

松川町には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄ や N₂O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、松川町役場事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

令和 4（2022）年度から令和 12（2030）年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の 2026 年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2013	…	2022	2023	2024	2025	2026	…	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
計画期間										

図 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

松川町役場事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び松川町総合計画に即して策定します。

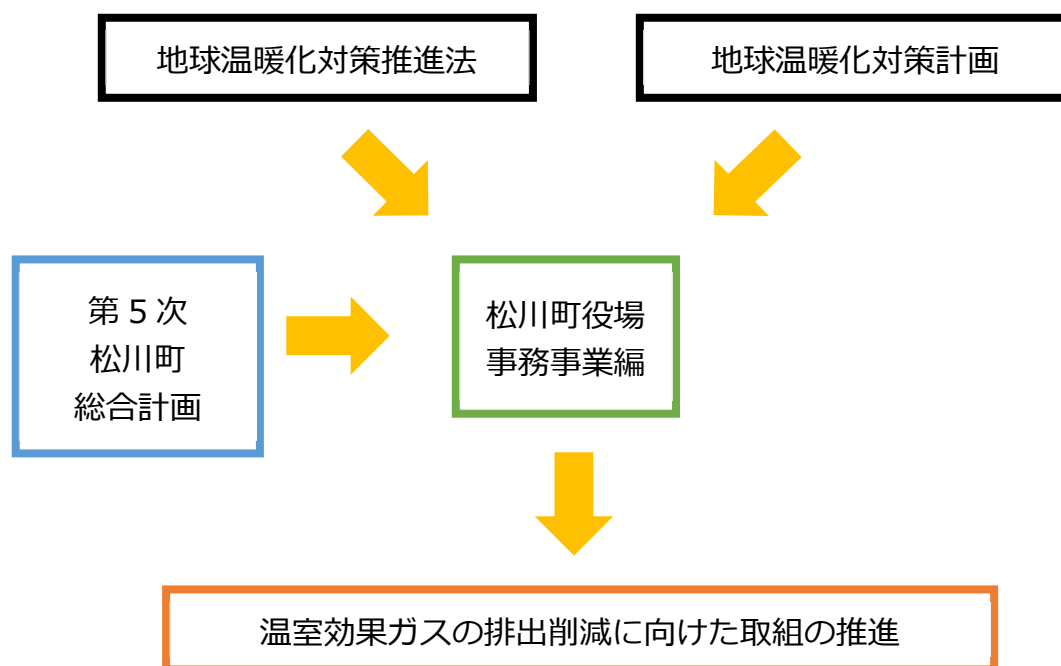


図 松川町役場事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

松川町役場の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度において、3,255t-CO₂となっています。

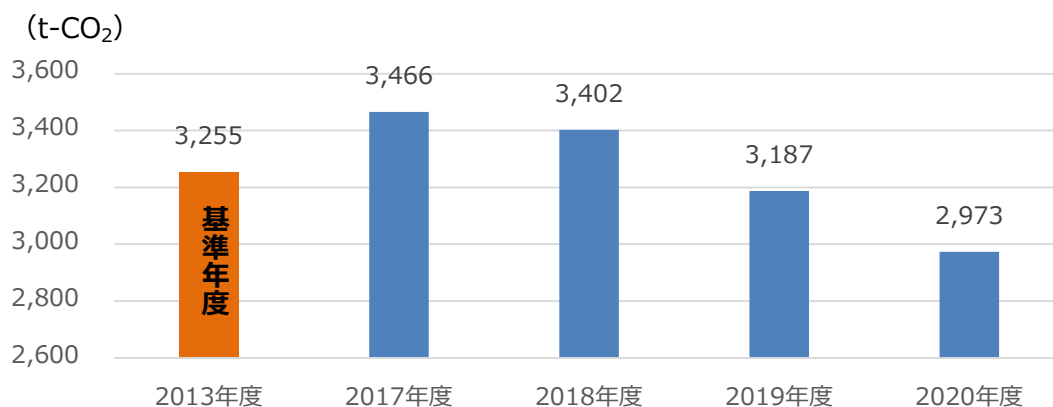


図 松川町役場の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、まつかわの里関連施設が全体の 51%を占め、次いで水道関連施設が 22%、小中学校・保育園が 11%、役場庁舎関連施設が 5%となっています。

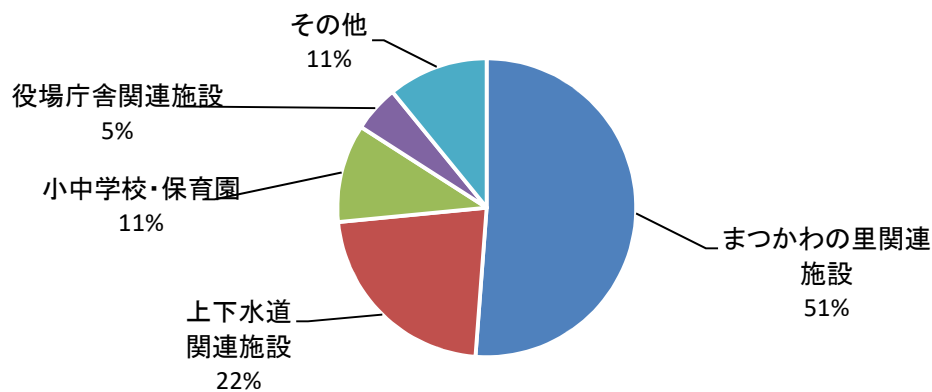


図 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2013 年度)

また、エネルギー種別では、電気が全体の60%を占め、次いで暖房燃料34.4%、ガス4.3%、軽油0.53%、ガソリン0.44%となっています。

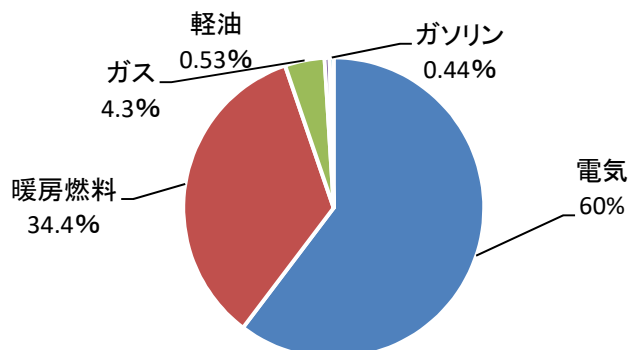


図 1 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013 年度）

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

松川町役場の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 記録的猛暑に伴うエネルギー消費量の増加（平成 30 年度）

② 減少要因

- 保育園の統合（名子中央保育園）
- 松川東小学校の閉校
- 照明 LED 化による消費電力の減少
- エコカー導入によるガソリンの減少
- 暖冬による暖房燃料の減少
- 感染症対策による事業の中止・縮小（令和 2 年 1 月以降）

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、松川町役場の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で50%削減することを目標とします。

表 1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	3,255t-CO ₂	1,627t-CO ₂
削減率	—	50%

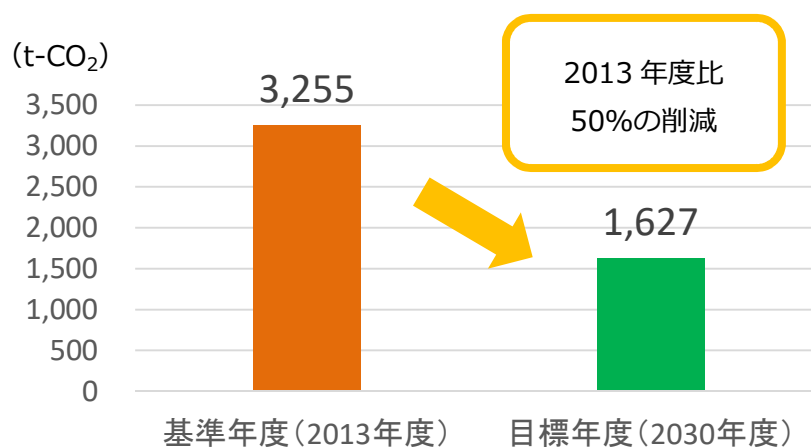


図 2 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組



(1) 取組の基本方針

すべての職員は、事務所内における日常の業務において電気やガス等の燃料エネルギーの使用量の削減、資源の有効利用、グリーン購入の実践等に取り組む必要があります。

また、2015年9月国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」には、エネルギー、気候変動、海洋資源や森林の持続可能な利用、生物多様性の保全など、積極的に取り組む重要課題が掲げられています。

本計画では、目標達成に向けて松川町役場としてもこれらの課題に対応した取り組みを行っていきます。

(2) 具体的な取組内容

次の取り組み体系に基づき推進することで、目標の達成を図ります。

松川町役場地球温暖化防止実行計画	(1)光熱水費節約の推進	     
	①電気使用量の削減	
	②冷暖房等燃料使用量の削減	
	③水道使用量の削減	
	④紙使用量の削減	
	(2)公用車燃料使用量の削減	
	①公用車利用の合理化、エコドライブの徹底	
	②低燃費車、低公害車の導入	
	(3)ごみの排出量抑制	
	①分別収集の徹底	
	②ごみを増やさないための取り組み	
	(4)環境に配慮した物品購入・施設の実施	
	①グリーン商品の購入・グリーン契約等の推進	
	②環境に配慮した施設設備等の実施	
	(5)自然エネルギーの推進	
	①公共事業施行段階での自然エネルギー導入と長寿命化の推進	
	②庁舎のLED化、効率的な設備・素材の導入	
	(6)職員の環境保全行動の推進	
	①環境美化活動を通じ、5R意識の向上	
	②ノー残業デー、ノーマイカーデーの実施	
③環境に配慮した行動の実践		

(1)光熱水費節約の推進

①電気使用量の削減

- ・パソコン使用時はコントロールパネルの画面設定により省電力に係る設定を行い使用する。(ディスプレイがスタンバイモードになるまでの設定時間 : 15分)
- ・外出(出張等)の際には、パソコンの電源を切る。
- ・昼休み・終業時は、使用していない照明やOA機器の電源を切る。
- ・テレビは昼休みのニュース以外はつけない。(ただし、ニュース速報・地震速報・重要気象情報を得る場合は除く)
- ・時間外勤務をする場合は、照明及びOA機器の使用は最小限にとどめる。
- ・退庁時にはOA機器の電源を切る。

②冷暖房等燃料使用量の削減

- ・事務室内の温度や冷房時間は、施設・設備の機能や使用実態に応じながら、適正化を図る。(夏は28度、冬は20度を適正温度とする。)
- ・冷房時の軽装、暖房時の重ね着等、服装の工夫(クールビズ・ウォームビズ)に心がける。
- ・冷暖房効果を高めるため、ブラインドやカーテンを適切に利用し、夏季には緑のカーテンを利用して冷房使用削減に努める。

③水道使用量の削減

- ・施設内の給水施設の適切な管理を行い、漏水が無いよう努める。
- ・雨水タンクを有効活用し、水道使用量の削減に努める。

④紙使用量の削減

- ・照会・報告を行うときは電子メール、庁内ではLAN環境(グループウェア等)を利用して紙使用量を削減する。
- ・タブレット型端末の導入により会議資料等のペーパーレス化を図る。
- ・通知文や会議資料等の両面印刷・割り付け印刷を徹底する。
- ・会議資料、送付文書は内容を充分精査し簡潔なものとし、参加人数や配布数の正確な把握につとめ、必要最小限の部数作成とする。
- ・庁内の会議資料、FAX受信用紙、各自のメモ用紙等には、個人情報に留意した上で、原則的として使用済み及びミスプリントの裏面の積極的な利用に努める。
- ・出先機関や行政機関へのメール便での発送文書は、使用済み封筒を使用する。

(2)公用車燃料使用量の削減

①公用車利用の合理化、エコドライブの徹底

- ・総務課管理と各課管理の公用車の台数を見直し、効率的な公用車の運行を行う。
- ・タイヤの適正な空気圧の調整やオイル交換等、定期点検・日常点検を励行し車両を管理する。
- ・公用車の走行ルート of 合理化、運用状況の把握、相乗り等効率的な利用を推進する。

- ・出張時は公共交通機関の優先利用に努める。
- ・常にアイドリングストップを心がけ、車を降りるときには、その都度エンジンを切る。
- ・車の運転は経済速度（制限速度）を保ち、急発進・急加速をしないで流れに沿ったスムーズな運転を心がける。
- ・車両の燃費向上のため、走行する際には、不用な荷物を車両からおろす。タイヤチェーンは冬季間のみ積載し、その他の期間は車両から降ろし冬用タイヤとともに保管する。
- ・リモート会議等を有効活用し、不必要な出張を削減し、公用車燃料使用量の削減に努める。

②低燃費車、低公害車の導入

- ・公用車の新規導入又は代替導入する場合は、低燃費・低公害の導入に努める。

(3)ごみの排出量抑制

①分別収集の徹底

- ・各施設・各課内に回収箱を設置し、裏紙利用できる用紙、両面利用した用紙・定形外用紙・シュレッダー後の紙・古紙・封筒の分別を行う。利用できるものは再使用またはリサイクルする。
- ・資源ごみのリサイクルを推進するため、缶、びん、ペットボトル、古紙類、乾電池、容器包装等の分別を行う。
- ・各施設から排出される生ごみは堆肥として利用し、草、剪定枝木等の資源化についても検討し、循環型社会の実現に努める。

②ごみを増やさないための取り組み

- ・物品は大切に長く使用して、ファイルやバインダーなど繰り返し使用する。
- ・各消耗品は必要最低限の用品や量として、詰め替えが可能な製品の購入に努める。
- ・定期刊行物等の数量の見直しを行い、職員個人へ配布されるチラシ等についても不要なもの廃止するか、課内での回覧のみとする。

(4)環境に配慮した物品購入・施設の実施

①グリーン商品の購入・グリーン契約等の推進

- ・事務用品等は、「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取り組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努める。物品の購入に際しては再利用又はリサイクルしやすい製品を選択する。
- ・パソコン、プリンター、ファクシミリ、コピー機等の買い替えや新規購入に際しては、国際エネルギースターマークなどの表示がある省エネルギー型で、その後の維持管理にあたって用紙類の使用削減などに資する機器を選択する。

②環境に配慮した施設設備等の実施

- ・ 周辺環境の緑化・美化、省エネルギー・省資源など環境に配慮した設計・施工を行う。
- ・ 敷地内の植栽、緑地管理にあたっては、農薬や化学肥料の使用量削減など、周辺の生態系に配慮した維持管理に努める。
- ・ 建設副産物や間伐材等の適正処理や有効利用を推進する。

(5)自然エネルギーの推進

①公共事業施行段階での自然エネルギー導入と長寿命化の推進

- ・ 新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、ZEB 化等エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化、施設の長寿命化を推進する。

②庁舎の LED 化、効率的な設備・素材の導入

- ・ 庁舎・街路灯・防犯灯の LED 化を進める。
- ・ 非効率な暖房器具から効率的な設備へ変更を検討する。
- ・ 断熱ガラスサッシなどの省エネルギーのある素材や製品を導入検討する。

(6)職員の環境保全行動の推進

①環境美化運動を通じ、5 R^{*}意識の向上

- ・ エコの日の活動を通して意識の向上を推進する。

※5 R とは Reduce ごみになるものを減らす

Reuse 使い捨てせずにそのままの形状で繰り返して利用する

Repair 修理・修繕しながら大切に使う

Return 使用済み製品を販売店へ返す

Recycle 原材料として再生して使うこと

②ノー残業デー、ノーマイカーデーの実施

- ・ 毎月第 1、3 水曜日にノー残業デーを行い、照明及び OA 機器の使用を抑える。
- ・ ノーマイカーデーの推進を行い、車使用を控える。

③環境に配慮した行動の実践

- ・ 地域の活動、ライトダウン活動等の温暖化防止活動に積極的に参加するよう努める。
- ・ 使い捨て容器の利用を控え、マイバッグ等の利用を実践する。

(3) 上水道・下水道施設の取組内容



①送配水管の整備

- ・老朽化した送配水管の布設替えを行い、漏水を減少させ、有収水量を確保するとともに、機械の余剰運転を減じ消費電力を削減する。

②施設の廃止・休止等

- ・稼働状況の低い施設は、使用状況を考慮し、施設廃止・休止（ブレーカー断）等の措置により消費電力を削減する。

③施設運転の見直し

- ・水道施設では、給水量の多い時期を除き、表流水（ダム）優先で配水し、深井戸（ポンプ）の使用を抑えて消費電力を削減する。
- ・下水道施設では、季節によって変動する水処理状況を考慮しながら曝気機等の余剰運転を減じ、消費電力を削減する。

④スマートメーターの導入

- ・各家庭にスマートメーターを導入することにより、検針の業務の効率化と業務に伴う燃料消費の削減、漏水検知等による資源有効利用を実現する。

(4) リフレッシュタウンまつかわの里の取組内容



①保養宿泊施設「清流苑」

- ・老朽化した電気設備の整備を計画的に実施し、消費電力を削減する。

②「リフレッシュタウンまつかわの里」

- ・老朽化した設備の整備を随時実施するとともに、環境にやさしい新たな自然エネルギー設備の導入を検討する。
- ・温水プールの温度管理を徹底し、燃料の削減を実施する。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

松川町役場事務事業編を推進するために、町長を委員長とする「松川町役場地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 松川町役場地球温暖化対策庁内委員会

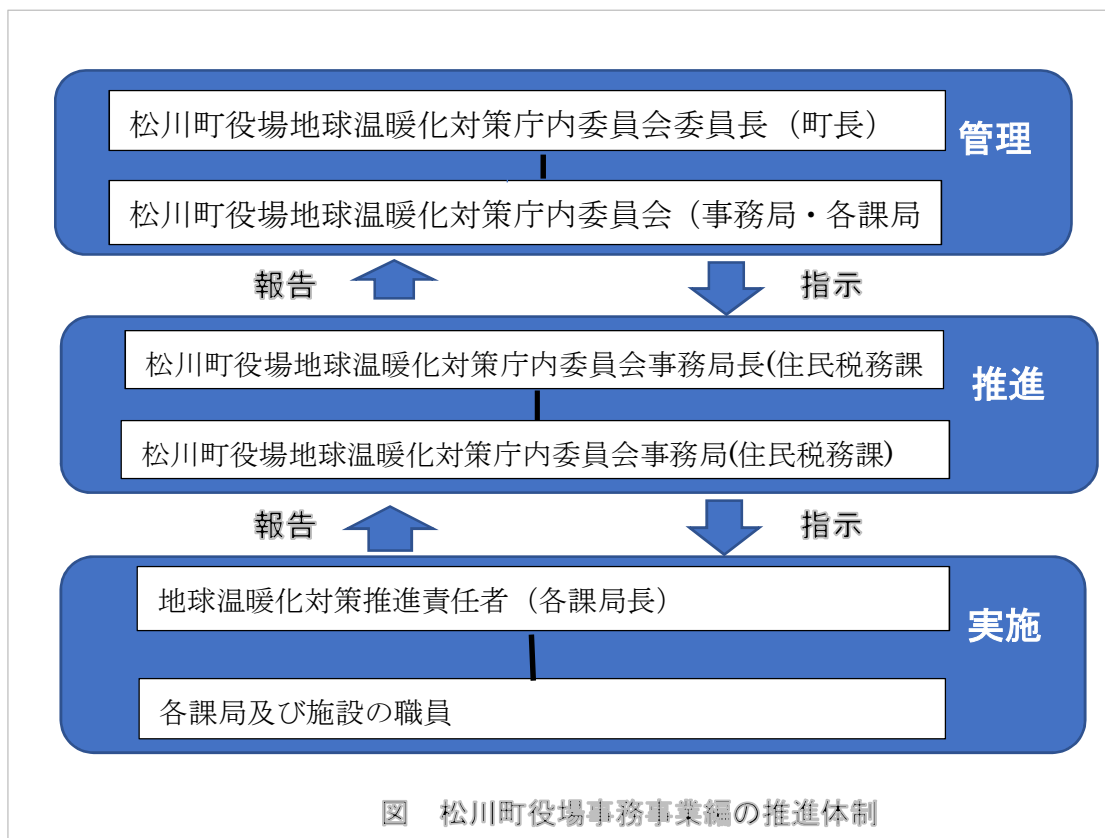
町長を委員長、副町長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課局長）で構成します。松川町役場事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 松川町役場地球温暖化対策庁内委員会事務局

住民税務課長を事務局長とし、住民税務課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。



(2) 点検・評価・見直し体制

松川町役場事務事業編は、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、松川町役場事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

松川町役場事務事業編の進捗状況は、毎年、温室効果ガスの排出量を各施設のエコリーダーが調査し、事務局に報告を行います。事務局はその結果を整理して進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期(2026年度)に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027年度に松川町役場事務事業編の改定を行います。

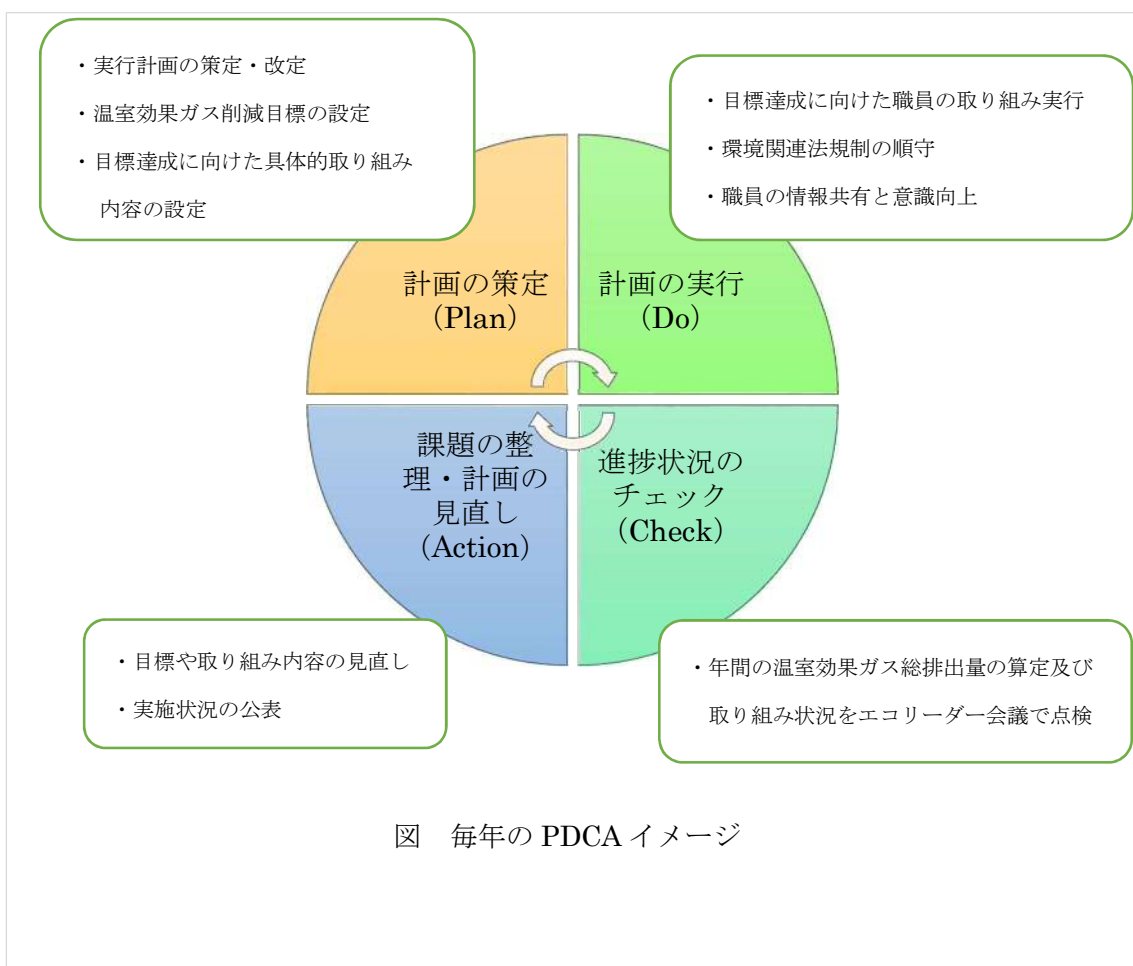


図 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 10 項に基づき、毎年 1 回、事務事業編に基づく措置の実施の状況を公表することが義務付けられています。松川町役場事務事業編の進捗状況は、松川町の広報紙やホームページ等で公表します。

<参考資料>

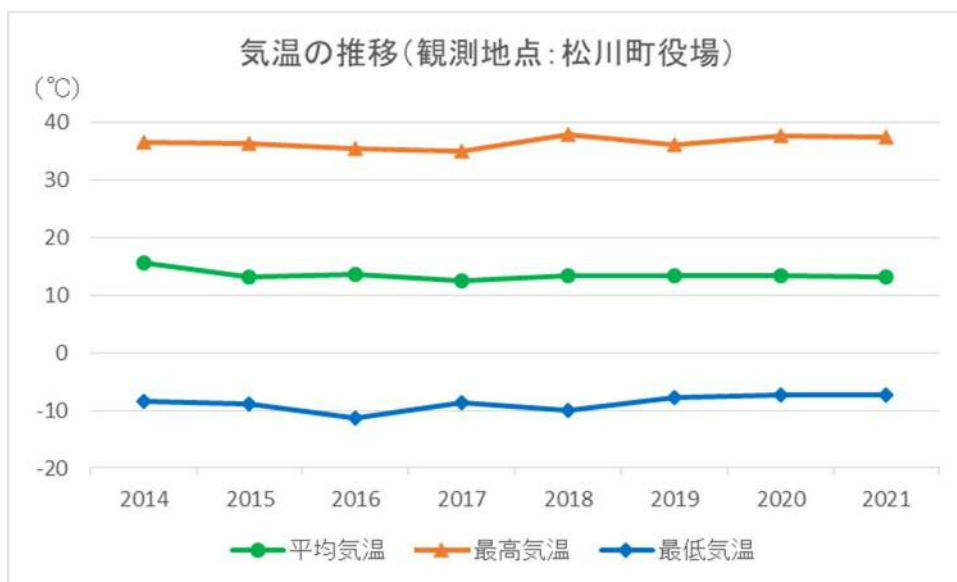
(1)松川町役場事務事業編の対象範囲

実行計画の対象範囲は、「地方公共団体の事務及び事業」であり、その範囲は、地方自治法に定められた行政事務すべてが対象となり、本庁及び出先機関を含めたすべての機関に係る事務・事業とします。

		施 設 名			
1	役場庁舎、公用車	行政庶務係	19	子育て支援センター	こども支援係
2	消防施設（詰所、車両）	危機管理係		おひさま	
3	上片桐支所	住民係	20	中央公民館	生涯学習・男女共同参画係
4	老人福祉センター、ふれあい工房	高齢者係	21	町民体育館	
			22	名子原体育館	
5	地域活動支援センター	福祉係	23	福与体育館	
6	営農支援センターみらい	農業振興係	24	町営グラウンド	
7	まつかわの里	まつかわの里係	25	総合グラウンド	
8	清流苑		26	生田グラウンド	
9	中央小学校	学校教育係	27	図書館・資料館	
10	北小学校		28	旧東小学校	まちづくり政策課
11	中学校		29	水道施設	上水道係
12	名子児童館		30	下水処理施設	料金・下水道係
13	上片桐児童館		31	一般廃棄物処理場、フードリサイクル施設	環境係
14	上片桐保育園				
15	大島保育園				
16	名子中央保育園				
17	双葉保育園				
18	福与保育園	保育園係			

(2)松川町における気温の推移

過去 8 年間の気象データについて、松川町役場の所在地での気温の推移をみると、平均気温に大きな変化はないものの、最高気温、最低気温ともに緩やかな上昇傾向にあります。



(3)各施設の地球温暖化対策の取り組み状況

事業名 フードリサイクル事業

開始年度 平成 21 年度

場所 役場庁舎西 フードリサイクル施設 (旧消防ポンプ詰所)

事業内容 町内で畑のない地域 (6 自治会) の家庭から出た生ごみ (年間約 55t) を回収して生ごみ処理機で堆肥化し、出来上がった堆肥は町民に販売する

補助事業 長野県地域元気づくり支援金事業



事業名 ほたるの里水車型小水力発電施設（300W）
 開始年度 平成25年度
 場所 町営・信州まつかわ温泉「清流苑」入口 名子井
 事業内容 農業用水路に水車型発電施設を設置（300W）
 発電電力を隣接する清流苑の看板照明と進入道路の街路灯に使用する
 補助事業 長野県地域元気づくり支援金事業



事業名 太陽光発電施設設置
 開始年度 平成26年度
 場所 役場庁舎、名子中央保育園、松川中学校、松川中央小学校、中央公民館、
 上片桐保育園、上片桐児童館
 事業内容 公共施設の屋根を利用し、地域財産である自然エネルギーを活用する

事業名 庁舎の電気LED化
 開始年度 平成30年度から順次着工
 場所 役場本庁舎、上片桐支所、各保育園、各小中学校、児童館、公民館施設
 事業内容 施設の電気LED化

事業名 みどりのカーテン
 開始年度 平成25年度
 場所 役場本庁舎
 事業内容 夏季期間、役場庁舎南側窓にゴーヤ等でみどりのカーテンを繁殖し、直射日光を遮り夏場のエアコン使用の抑制を図る



事業名 焼却熱を利用した電気購入
開始年度 平成28年度
場所 役場本庁舎
事業内容 役場庁舎の電気を、焼却施設である稲葉クリーンセンターの焼却熱を利用して発電する荏原環境プラントより購入する

事業名 信州クールシェアスポット、信州あったかシェアスポット登録
開始年度 令和元年度
場所 公民館、図書館、資料館
事業内容 家庭の冷房・暖房を止めて、快適に過ごせるスポットをシェアすることで、節電につなげる取り組み

事業名 松川浄化センター長寿命化工事
開始年度 令和元年度
場所 松川浄化センター
事業内容 汚泥脱水機更新の際に、省電力・高効率の機器を選定
汚泥処理電力量と排出汚泥量を削減
補助事業 防災・安全交付金

事業名 雨水タンク設置
開始年度 令和3年度
場所 役場本庁舎
事業内容 建物横に雨水タンクを設置し、来庁者への普及活動とあわせて、外の掃除や草木の水やり等に雨水を有効利用する

